

## 保険料について ~2026年度より子ども・子育て支援金の徴収が始まります~

1. 保険料率は、毎年見直しが行われます。健康保険料率と介護保険料率は健康保険組合が決定し、**子ども・子育て支援金の率は国が決定**します。
2. 毎月の各保険料は「被保険者(=あなた)に決められた標準報酬月額(A)×保険料率」で算出され、被保険者(=あなた)と会社で折半負担します。「健康保険料(B)」と「**子ども・子育て支援金(D)**」は**全被保険者から徴収**、さらに40歳以上65歳未満の被保険者は「介護保険料(C)」を上乗せして徴収されます。
3. 保険料は毎月の給与のほか、賞与からも同じ保険料率で徴収されます。※標準賞与額の年間上限は573万円です。
4. 保険料計算の元となる標準報酬月額(A)は、実際に被保険者(=あなた)が受けた報酬額に合わせ毎年見直されます(定時決定)。標準報酬月額(A)は4月~6月の3か月間の報酬(賞与除く)の平均月額に基づき、9月~翌年の8月までの1年間の標準報酬月額(A)が決まります。固定的賃金の変動により、2等級以上変わったときは、変動月より4か月目より標準報酬月額(A)は改定されます。(随時改定)
5. 月額保険料(被保険者=あなたの負担分)に円未満の端数がある場合、50銭以下は切り捨て51銭以上は切り上げて1円となります。
6. 2022年1月1日より任意継続被保険者の標準報酬月額上限は300,000円です(全額自己負担)。

### 健康保険・介護保険・子ども子育て支援金 標準報酬&保険料月額表

当健康保険組合の 健康保険料率は	105 1,000	被保険者 52.5 1,000	事業主 52.5 1,000	介護保険料は	17 1,000	被保険者 8.5 1,000	事業主 8.5 1,000	子ども・子育て 支援金は	2.3 1,000	被保険者 1.15 1,000	事業主 1.15 1,000
---------------------	--------------	-----------------------	----------------------	--------	-------------	----------------------	---------------------	-----------------	--------------	-----------------------	----------------------

等級	標準報酬		報酬月額		月額保険料(あなたの保険料負担分)		
	月額(A)	日額	報酬月額	健康保険料(B)	介護保険料(C)	子ども・子育て支援金(D)	
	円	円	円以上 円未満	5.25 1,000	8.5 1,000	1.15 1,000	
1	58,000	1,930	~ 63,000	3,045	493	67	
2	68,000	2,270	63,000 ~ 73,000	3,570	578	78	
3	78,000	2,600	73,000 ~ 83,000	4,095	663	90	
4	88,000	2,930	83,000 ~ 93,000	4,620	748	101	
5	98,000	3,270	93,000 ~ 101,000	5,145	833	113	
6	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	5,460	884	120	
7	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	5,775	935	126	
8	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	6,195	1,003	136	
9	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	6,615	1,071	145	
10	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	7,035	1,139	154	
11	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	7,455	1,207	163	
12	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	7,875	1,275	172	
13	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	8,400	1,360	184	
14	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	8,925	1,445	195	
15	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	9,450	1,530	207	
16	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	9,975	1,615	218	
17	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	10,500	1,700	230	
18	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	11,550	1,870	253	
19	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	12,600	2,040	276	
20	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	13,650	2,210	299	
21	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	14,700	2,380	322	
22	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	15,750	2,550	345	
23	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	16,800	2,720	368	
24	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	17,850	2,890	391	
25	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	18,900	3,060	414	

★適用期間: 2026年3月1日(2026年4月納付分)~2027年2月末日(2027年3月納付分) ※子ども・子育て支援金は2026年4月分(5月納付分)から開始

## 被扶養者の認定・現況調査・削除について

### 被扶養者になるための条件(健康保険法第3条)

1. 被扶養者の範囲(三親等内の親族)に含まれていること  
続柄によっては同一世帯に属している(同居)が条件となります。
2. 主として被保険者の収入(送金)によって生計を維持されていること、被保険者の年収の1/2未満で、かつ以下の条件を満たしていなければなりません。

被扶養者の年収	60歳未満		60歳以上~75歳未満 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害のある人	
	年収 130万円未満*	月額 108,333円以下 日額 3,611円以下	年収 180万円未満	月額 149,999円以下 日額 4,999円以下

\*19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は年収150万円未満  
※収入について 給与収入の場合: 交通費を含む総支給額  
年金収入の場合: 介護保険料、所得税額控除前の年金支払額  
課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給、雇用保険失業給付金、傷病手当金、出産手当金等も含まれます。

3. 別居の場合は被保険者から収入以上の送金を受けて生活していること  
原則として毎月金融機関をういた送金が必要です。手渡しや1つの口座でのやりとり、数か月分まとめての送金は認められません。

4. 国内に居住していること  
留学中や被保険者が外国赴任中等の例外を除き、国内居住が要件となります。  
※状況に応じて総合的に審査いたします。その他の細かい条件につきましては、お勤め先の人事・総務(社会保険)担当者へお問い合わせください。

### 被扶養者を継続して認定するとき(被扶養者の現況調査)

(健康保険法施行規則第50条)

被扶養者の状況確認のための書類を求められたときは、遅滞なく提出をし、検認を受けなければなりません(年1回実施)。検認または更新を受けない被保険者証は無効となります。削除日以降に使用された場合は医療費を返納することになるのでご注意ください。

### 被扶養者を削除しなければならないとき

被保険者、被扶養者の状況が変わり、要件を満たさなくなることがわかった場合(就職、離婚、死亡、収入増等)は、「被扶養者(異動)届」[資格確認書(交付を受けているとき)]「高齢受給者証(交付を受けているとき)」を削除に該当する日から5日以内に、お勤め先の人事・総務(社会保険)担当者(任意継続被保険者は健康保険組合)に提出し、被扶養者から除く手続きを行ってください。

## 保険給付について

### マイナ保険証等を提示して受ける現物給付

#### 療養の給付・家族療養費

健康保険を扱っている病院・診療所にマイナ保険証等を提示することで医療費の一部を自己負担するだけで病気がけがが治るまで治療が受けられます。また、在宅医療・在宅看護も受けられます。(訪問看護療養費/家族訪問看護療養費)

#### 70歳以上の方の医療

70歳以上の方(後期高齢者医療制度の加入者を除く)が診療を受けるときは、「マイナ保険証」または「資格確認書」と「健康保険高齢受給者証」を保険医療機関に提示します。

#### 個人の窓口負担割合

小学校入学前	2割
小学校入学後~69歳	3割
70歳~74歳	一般2割 現役並み所得者3割

※現役並み所得者: 標準報酬月額28万円以上で、かつ夫婦2人世帯で年収520万円(単身世帯で383万円)以上の方  
※70歳未満の被保険者に扶養されている70歳以上の方は一般と同様

#### 入院時食事療養費・入院時生活療養費・家族療養費

入院中の食事の費用については、1食510円[令和8(2026)年6月より550円]の標準負担額を除いた部分が入院時食事療養費(家族療養費)として給付されます。

療養病床に入院する65歳以上の方の生活の費用については標準負担額を除いた部分が、入院時生活療養費(家族療養費)として給付されます。  
※低所得者(市町村民税非課税世帯等)の方には、申請により軽減措置があります。

### 高額療養費制度と医療費の窓口負担の軽減

お支払い後に申請いただくことにより1か月(1日から月末まで)の自己負担額の上限(自己負担限度額)を超えた額が払い戻される高額療養費制度があります(差額ベッド代などの保険外負担や、入院時の食事は対象外です)。しかし、一時的な支払いは大きな負担となるため、医療機関窓口でのお支払いを、最初から自己負担限度額までにする方法があります。

#### 1 マイナ保険証を利用し「限度額情報の表示」に同意すると、窓口のお支払いが自動的に自己負担限度額までになります。

#### 70歳未満の方の自己負担限度額 ※政府で令和8年度中の見直しが検討されています

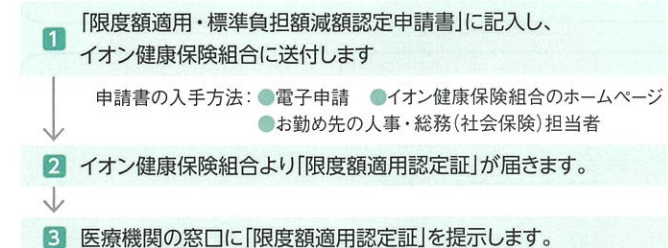
区分	高額療養費の自己負担限度額(1か月あたり)	
	標準報酬月額	区分
ア イ ウ エ オ	83万円以上	252,600円+(かかった医療費-842,000円)×1%
	53万円~79万円	167,400円+(かかった医療費-558,000円)×1%
	28万円~50万円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%
低所得者(住民税非課税者)	26万円以下	57,600円
		35,400円

#### 70歳以上75歳未満の方

※70歳以上の方の高額療養費の算定基準については、平成30(2018)年8月施行分より見直しがされました。詳しくは健康保険組合・ホームページにて確認ください。

#### 2 オンライン資格確認ができない医療機関や低所得者の方は、窓口で「限度額適用認定証」の提示が必要となりますので、以下の交付申請をお願いします。

#### 「限度額適用認定証」交付申請の流れ



#### 長期高額療養者(特定疾病)の負担軽減

特定疾病の認定を受けると、毎月の自己負担限度額が10,000円(標準報酬月額53万円以上は20,000円)に軽減されます。 ※事前の申請が必要です。

### 健康保険制度を

ざくっと紹介!

健康保険制度の基本的な知識や手続き等を動画でわかりやすく解説しています。こちらもぜひ、ご覧ください。

### 健康保険で受けられる現金給付

#### 被保険者(本人)が受けられる保険給付(請求により現金で受ける)

病気・けが	法定給付	
	療養費	高額療養費
病気・けが	療養費	医療機関で保険資格が確認できず、やむを得ず全額自己負担で保険診療を受けたときや、コレットなど治療用装具代等立替払い等をしたとき、保険基準額の70%(年齢により80%)
	高額療養費	1人1か月(暦月)、1件につき自己負担限度額を超えた額 ※1人1か月(暦月)1件とは、「医療費のお知らせ」の1行 ※自己負担限度額は、「表1」参照。ただし、同一世帯で1年間に高額療養費が3月以上になったときは、4月目から自己負担額が軽減されます。
病気・けが	合算高額療養費	同じ世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が2件以上あり合計して自己負担限度額を超えた額
	傷病手当金	業務外の病気やケガで療養のため連続して3日間仕事を休んだ後(待機)、4日目以降、休んで報酬を受けられない日に対し、支給開始日から通算して1年6か月まで標準報酬日額の3分の2相当額
出産	出産育児一時金	一児につき500,000円 ※産科医療補償制度に加入していない分娩機関の場合は488,000円 ※妊娠85日以上であれば死産・流産でも支給されます ※分娩機関への直接支払制度が利用できます
	出産手当金	出産のため欠勤して給料が受けられなかったとき 産前42日(多胎妊娠98日)産後56日の範囲で、無給1日につき標準報酬日額の3分の2相当額
死亡	埋葬料(費)	50,000円 生計維持関係のない人が埋葬したときは、埋葬料の限度額内で実費

※直接支払制度の利用を希望される方は、分娩機関の窓口までお問い合わせください。  
※高額介護合算療養費の支給を希望する方は、お住まいの市区町村の介護保険担当窓口でご確認の上、健康保険組合までご相談ください。

#### 被扶養者(家族)が受けられる保険給付(請求により現金で受ける)

病気・けが	法定給付	
	家族療養費	高額療養費
病気・けが	家族療養費	医療機関で保険資格が確認できず、やむを得ず全額自己負担で保険診療を受けたときや、コレットなど治療用装具代等立替払い等をしたとき、保険基準額の70%(年齢により80%)
	高額療養費	1人1か月(暦月)、1件につき自己負担限度額を超えた額 ※1人1か月(暦月)1件とは、「医療費のお知らせ」の1行 ※自己負担限度額は、「表1」参照
出産	家族出産育児一時金	被扶養者家族が産したとき (給付内容は被保険者の出産育児一時金と同じ)
	家族埋葬料	被扶養者家族が死亡したとき、50,000円

### 資格を失った後の給付

資格を喪失するまで継続して1年以上被保険者だった方は、資格喪失後も次のような給付を受けられます。

#### 傷病手当金・出産手当金

資格を喪失したとき傷病手当金や出産手当金の支給を受けていた方、または、資格を喪失したとき支給を受ける条件を満たしている方は、支給期間内で支給されます。  
※高齢年金・障害年金を受給している場合は、減額調整されます。

#### 出産育児一時金

女子被保険者が、資格を喪失してから6か月以内に産したとき  
※被扶養者については支給されません。

#### 埋葬料(費)

- 1 被保険者の資格を喪失してから、3か月以内に死亡したとき
  - 2 被保険者の資格を喪失した後、傷病手当金、出産手当金の支給を受けている間に死亡したとき
  - 3 被保険者が2の給付を受けなくなった日から3か月以内に死亡したとき
- ※1~3のいずれの場合、埋葬料(費)が支給されます。尚、3は被保険者期間が1年未満でも給付を受けられます。

### 動画で知ろう 社会保険

https://kenpo-mov.jp/shakaihoken/aeonkenpo/